

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学では、学則において、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを教育研究上の目的として定め、この目的を達成するために7学部を設置している。各学部は、文学部4学科、教育学部6課程、法学部1学科、理学部1学科、医学部2学科、薬学部2学科、工学部7学科で構成【資料2-1-①-A】され、それぞれの特性に応じた目的を定め教育研究活動を行っている【前掲資料1-1-①-C、D】。

資料2-1-①-A 各学部の構成

学部名	学科等名
文学部	総合人間学科、歴史学科、文学科、コミュニケーション情報学科
教育学部	小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援学校教員養成課程、養護教諭養成課程、地域共生社会課程、生涯スポーツ福祉課程
法学部	法学科
理学部	理学科
医学部	医学科、保健学科
薬学部	薬学科、創薬・生命薬科学科
工学部	物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科、数理工学科

出典：熊本大学学則を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを教育研究上の目的として7学部、17学科、6課程が設置されており、本学の教育研究上の目的に沿って各学部の学科及び課程の目的が定められている。

以上により、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

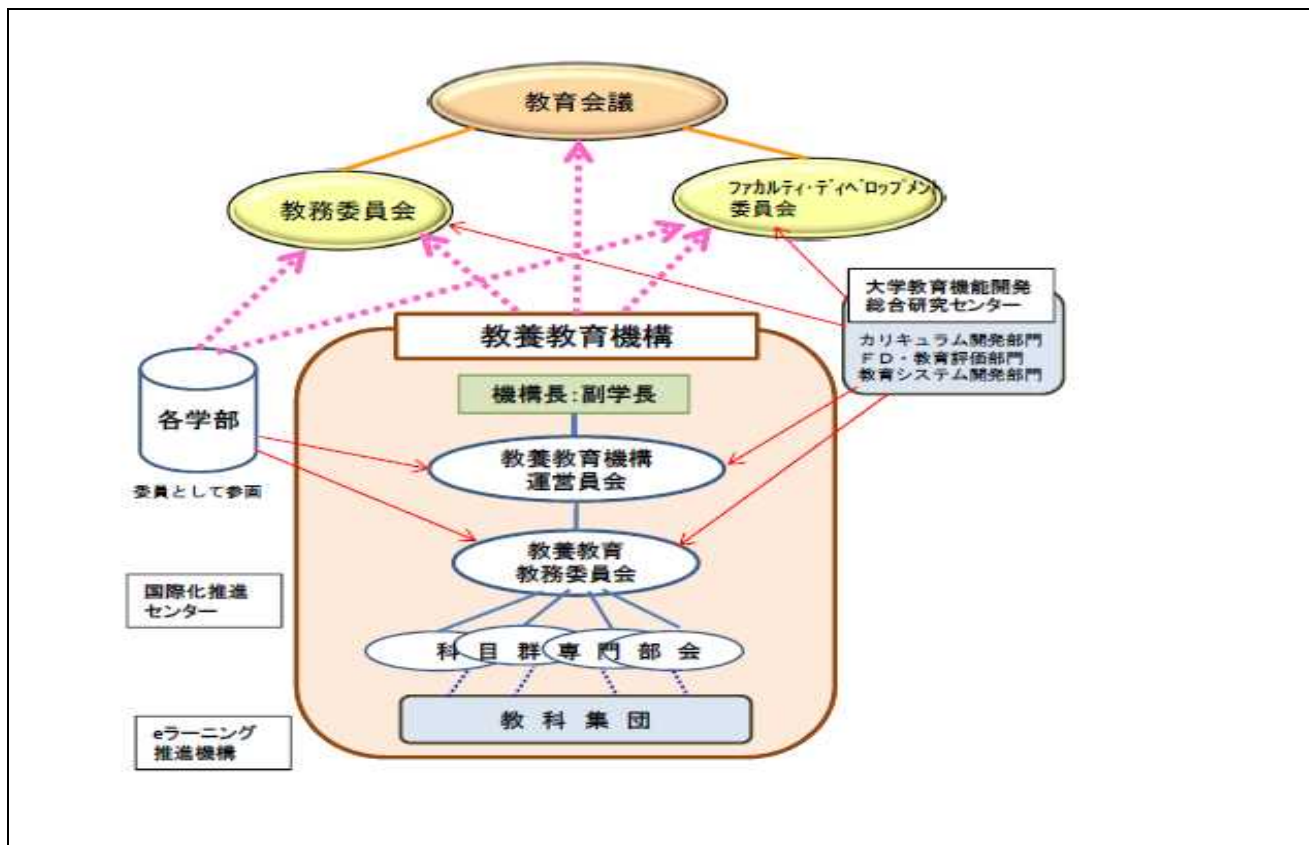
本学の教養教育は、学長直下の組織である教養教育機構において、学士課程教育の理念及び目的が達成されるよう、大学教育機能開発総合研究センター等と連携しながら運営・実施され、本学のすべての専任教員が教養教育に協力する責任を負っている【資料2-1-②-A、B】。大学教育機能開発総合研究センターでは、教養教育のカリキュラム開発、教養教育及び専門教育の有機的連携、学部教育及び大学院教育との連携、効果的な教授法の

開発及び支援など教養教育を含む大学教育について調査、研究及び開発を行い、教養教育の実施に関し教養教育機構と有機的に連携している【資料2-1-②-C】。具体的に、運営に当たっては、教養教育機構運営委員会により、教養教育の授業科目の編成や年間実施計画の策定に関する審議などを行っている【資料2-1-②-D】。実施に当たっては、教養教育教務委員会が科目群専門部会及び教科集団と連携・協力して教養教育の実務を実施している【資料2-1-②-E】。科目群専門部会及び教科集団については、熊本大学教養教育機構科目群専門部会及び教科集団申合せに基づき、科目の区分、領域、分野の特性を勘案した9つの科目群専門部会を設置し、各部会において授業科目及び授業担当教員割振りの原案作成や授業計画書の作成などを実施する。また、教養教育科目である必修外国語、情報科目、教養科目(自然科学系、生命学系、人文社会学系の各領域)ごとに教科集団を組織し、本学の助教以上の専任教員は、原則として、教科集団に登録するものとし授業の実施にあたっている【資料2-1-②-F】。

さらに平成25年度には、学長の教学マネジメントの確立と教育の国際化・グローバル人材の育成等の教育改革大綱に沿って、教養教育機構と大学教育機能開発総合研究センター等の学内共同教育研究施設の再編について検討を開始し、大学院教養教育を含む全学共通教育に関する教学ガバナンス機能の高い新しい組織への再編について検討を行っている。新組織が設置されるまでの間、教育会議の下に必要な委員会等を設置し、新たな全学共通教育の在り方、2学期制の見直し(クォーター制の導入)について検討を重ねている。

また、平成26年9月に文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援事業に採択されたことを受け、スーパーグローバル構想に基づいて設置されたグローバル教育カレッジと教養教育に関して役割分担の調整に取り組んでいる。

資料2-1-②-A 教養教育機構設置の概念図



出典：平成25年度第7回教育会議参考資料から抜粋

資料 2-1-②-B 教養教育機構の設置目的等

教養教育機構規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000754.htm>

(設置目的)

第 2 条 機構は、熊本大学(以下「本学」という。)の学士課程教育の理念及び目的が達成されるよう、大学教育機能開発総合研究センター等と連携し、教養教育を円滑に運営・実施することを目的とする。

(責務)

第 3 条 前条の目的を達成するため、各学部は、学士課程教育の主体として、教養教育の運営に責任を負うとともに、本学のすべての専任教員は、教養教育の実施に関し協力する責任を負うものとする。

(業務)

第 4 条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育の編成に関すること。
- (2) 教養教育の実施に関すること。
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事項

出典：熊本大学教養教育機構規則から抜粋

資料 2-1-②-C 大学教育機能開発総合研究センターの設置目的等

大学教育機能開発総合研究センター規則：

<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000484.htm>

(設置目的)

第 2 条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)の教養教育を含む大学教育について調査、研究及び開発を行うとともに、教養教育の実施に関し教養教育機構と有機的に連携してその役割を果たし、もって本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育のカリキュラム開発に関すること。
- (2) 教養教育及び専門教育の有機的連携に関すること。
- (3) 学部教育及び大学院教育との連携に関すること。
- (4) CALL 教育に関すること。
- (5) 教育能力向上のための方策の開発に関すること。
- (6) 効果的な教授法の開発及び支援に関すること。
- (7) 教育活動評価方法の開発及び支援に関すること。
- (8) 教養教育の円滑かつ実効的な実施システムの開発に関すること。
- (9) 学生の学習・生活支援システムの開発に関すること。
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な事項

出典：熊本大学大学教育機能開発総合研究センター規則から抜粋

資料 2-1-②-D 教養教育機構運営委員会審議事項

教養教育機構運営委員会規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000755.htm>

(審議事項)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育の授業科目の編成に関すること。
- (2) 教養教育の年間実施計画の策定に関すること。
- (3) 教養教育の授業の開講及び調整に関すること。
- (4) 教養教育の点検・評価及びこれに基づく見直しに関すること。
- (5) 教養教育に係る施設・設備の利用計画に関すること。
- (6) 教養教育機構(以下「機構」という。)の予算及び決算に関すること。
- (7) 教養教育に係る広報活動に関すること。
- (8) 教養教育の成績の管理に関すること。
- (9) 教養教育の非常勤講師の資格審査に関すること。
- (10) その他教養教育及び機構の運営に関し必要な事項

出典：熊本大学教養教育機構運営委員会規則から抜粋

資料 2-1-②-E 教養教育教務委員会審議事項等

教養教育教務委員会細則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000756.htm>

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育の年間実施計画(学年暦、年間予定、非常勤講師の任用計画等をいう。)の案の作成に関する事。
- (2) 授業の時間割に関する事。
- (3) 履修指導の支援に関する事。
- (4) 試験の実施に関する事。
- (5) 履修案内等の作成に関する事。
- (6) 成績処理(入学前の既修得単位の取扱い等を含む。)に関する事。
- (7) その他教養教育の実施に関し必要な事項

出典：熊本大学教養教育機構教養教育教務委員会細則から抜粋

資料 2-1-②-F 科目群専門部会及び教科集団申合せ

科目群専門部会及び教科集団は、それぞれの業務の実施に当たり、本学の学士課程教育の理念及び目的が完結するよう努めるものとし、組織及び運営等に関して、以下のとおり定める。

I. 科目群専門部会

(設置する専門部会)

1. 科目群専門部会は、科目の区分、領域、分野の特性を勘案し、次の 9 つの科目群専門部会を置く。

- (1) 理系教養科目専門部会
- (2) 文系教養科目専門部会
- (3) 導入科目専門部会
- (4) 既修外国語専門部会
- (5) 初修外国語専門部会
- (6) 理系英語専門部会
- (7) 情報科目専門部会
- (8) 理系基礎科目専門部会
- (9) 体育・スポーツ科学専門部会

(業務)

2. 科目群専門部会は、教科集団と連携し、以下の業務を実施するものとする。

- (1) 授業科目及び授業担当教員割振りの原案作成に関する事
- (2) 授業計画書の作成に関する事
- (3) 授業時間割案の作成に関する事
- (4) 授業クラスの編成及び受講者名簿の作成に関する事
- (5) 成績表の取りまとめに関する事
- (6) その他授業の実施に関し必要な事項

(組織)

3. 各科目群専門部会委員は、それぞれ、関係教科集団代表者、学部選出教員、大学教育機能開発総合研究センター選出教員をもって組織する。

なお、委員の任期は原則として 2 年とする。

(委員構成)

4. 各科目群専門部会の基本的な構成は以下のとおりとするが、運営の必要に応じて、学部の教務に関する委員会の長等を加えることができるものとする。

- (1) 理系教養科目専門部会 自然科学系、生命科学系の各教科集団を代表する教員 10 名
- (2) 文系教養科目専門部会 人文社会系の各教科集団を代表する教員 11 名
- (3) 導入科目専門部会(基礎セミナー、ベーシック) 学部選出教員 8 名、ベーシック代表者 1 名、大学教育機能開発総合研究センター教員 2 名
- (4) 既修外国語専門部会 既修外国語教科集団(英語)を代表する教員 5 名
- (5) 初修外国語専門部会 独語教科集団、仏語教科集団、中国語教科集団、コリア語教科集団、日本語教科集団をそれぞれ代表する教員 5 名
- (6) 理系英語専門部会 英語 C-3・C-4 の授業担当教員、関係学部(理学部・医学部医学科・薬学部・工学部)の教務委員長
- (7) 情報科目専門部会 情報教育教科集団を代表する教員 全員
- (8) 理系基礎科目専門部会 数学・統計学教科集団 2 名、物理学教科集団、化学教科集団、生物学教科集団、地学教科集団 各 1 名
- (9) 体育・スポーツ科学専門部会 健康・スポーツ科学教科集団のうち体育実技に関する担当教員 全員

(部会長等)

5. 各科目群専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員のうちから委員の互選により定める。
(ワーキンググループ等)
6. 各科目群専門部会に、運営上の必要がある場合、ワーキンググループ等を置くことができるものとする。

II. 教科集団

(組織等)

1. 教科集団は、教養教育科目の科目区分毎に応じ、以下のとおり組織する。

科目区分		教科集団	
必修外国語		英語	
		独語、仏語、中国語、ロシア語、日本語・日本事情	
情報科目		情報教育	
教 養 科 目	自然科学系	「数理と物理」領域	数学・統計学、物理学
		「物質と自然」領域	化学、生物学、地学
		「生活と技術」領域	環境造形・科学、科学技術・情報
	生命科学系	「命と健康」領域	健康・スポーツ科学、医科学、薬科学
	人文社会学系	「心と思想」領域	哲学、教育学、心理学
		「社会と規範」領域	法学、政治学、経済学、社会学
		「芸術と文学」領域	芸術、文学・言語学
「地理と歴史」領域		地理学、歴史学	

(登録)

2. 本学の助教以上の専任教員は、原則として、教科集団に登録するものとし、単独登録の場合はメイン登録とし、複数登録の場合はその一つをメイン登録とし、他をサブ登録とする。

(業務)

3. 教科集団は、科目群専門部会の業務遂行に協力し支援するものとする。

(幹事等)

4. 教科集団に、幹事及び副幹事（以下、幹事等という。）を置く。
 - (1) 副幹事は、各教科集団に所属する教員のうちから構成員の互選により定める。
 - (2) 幹事は、前年度に副幹事であった者が就任するものとする。
 - (3) 幹事等の任期は、原則として2年とする。
 - (4) 幹事等に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(教科集団会議)

5. 各教科集団は、その円滑な運営を図るため、必要に応じて教科集団会議を開催できるものとする。

出典：熊本大学教養教育機構科目群専門部会及び教科集団申合せから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、教養教育機構が大学教育機能開発総合研究センター等と有機的に連携し、教養教育の実施にあたっており、すべての専任教員が教養教育に協力する責任を負っている。具体的な運営に当たっては、教養教育機構運営委員会が行い、実施に当たっては、教養教育教務委員会が科目群専門部会及び教科集団と連携・協力して教養教育の実務を実施している。科目群専門部会及び教科集団については、科目の区分、領域、分野の特性を勘案した9つの科目群専門部会により授業計画書の作成などを実施している。また、教養教育科目ごとに教科集団を組織し、大学の助教以上の専任教員は、原則として、教科集団に登録し、授業の実施にあっている。

以上により、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学院学則において、大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること、専門職大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを教育研究上の目的【前掲資料 1-1-②-A】として定めており、この目的を達成するために4研究科3教育部を設置している。教育学研究科は修士課程2専攻、社会文化科学研究科は博士前期課程5専攻及び博士後期課程3専攻、自然科学研究科は博士前期課程9専攻及び博士後期課程5専攻、医学教育部は修士課程1専攻及び博士課程1専攻、保健学教育部は博士前期課程1専攻及び博士後期課程1専攻、薬学教育部は博士前期課程1専攻、博士後期課程1専攻及び博士課程1専攻、法曹養成研究科は法科大学院の課程1専攻で構成【資料 2-1-③-A】されており、各研究科等において、教育研究上の目的を定めている【前掲資料 1-1-②-B、資料 2-1-③-B】。

資料 2-1-③-A 各研究科等・専攻の構成

研究科名	修士課程（※）・博士（前期）課程	博士課程（※）・博士（後期）課程
教育学研究科	学校教育実践専攻（※）、教科教育実践専攻（※）	
社会文化科学研究科	公共政策学専攻、法学専攻、現代社会人間学専攻、文化学専攻、教授システム学専攻	人間・社会科学専攻、文化学専攻、教授システム学専攻
自然科学研究科	理学専攻、数学専攻、複合新領域科学専攻、物質生命化学専攻、マテリアル工学専攻、機械システム工学専攻、情報電気電子工学専攻、社会環境工学専攻、建築学専攻	理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻、環境共生工学専攻
医学教育部	医科学専攻（※）	医学専攻（※）
保健学教育部	保健学専攻	保健学専攻
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	創薬・生命薬科学専攻、医療薬学専攻（※）
研究科名	専門職学位課程	
法曹養成研究科	法曹養成専攻	

出典：熊本大学大学院学則を基に作成

資料 2-1-③-B 研究科・教育部等の各専攻等の教育研究の目的

研究科等の各専攻等の目的：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo/mokuteki/daigakuin>

【分析結果とその根拠理由】

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること、専門職大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを教育研究上の目的として、4研究科、3教育部が設置されており、本学の教育研究上の目的に沿って各研究科等の目的が定められている。

以上により、研究科等及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則第 4 条及び第 5 条において、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の設置を規定【資料 2-1-④-A】し、本学の教育研究上の目的に沿って、専攻科は、学部における専門教育より、さらに精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的【資料 2-1-④-B】とし、障がいのある子どもの特別な教育的ニーズに応じることのできる知識と技能を備えた実践的専門家を養成している。別科は、資質の優れた養護教諭の養成を図ることを目的【資料 2-1-④-C】とし、看護師免許を取得している者を対象として、学校で子どもの健康を守り育てる仕事をしたいと考えている人材を養成している。その設置目的及び構成は、本学の教育研究上の目的と合致するなど、適切なものとなっている。【資料 2-1-④-A~C】

資料 2-1-④-A 特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の設置

学則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000189.htm>

資料 2-1-④-B 専攻科の構成、目的

専攻科規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000415.htm>

専攻科ウェブサイト：

http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/web/prospective/p_department/introduction/course_07

専攻科・別科名		目的
特別支援教育 特別専攻科	特別支援 教育専攻	(目的) 第 2 条 専攻科は、学部における専門教育より、さらに精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。
	一種免許状取得 コース 専修免許状取得 コース	

出典：熊本大学特別支援教育特別専攻科規則から抜粋

資料 2-1-④-C 別科の目的

別科規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000417.htm>

別科ウェブサイト：

http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/web/prospective/p_department/introduction/course_08

専攻科・別科名	目的
養護教諭特別別科	(目的) 第 2 条 別科は、資質の優れた養護教諭の養成を図ることを目的とする。

出典：熊本大学養護教諭特別別科規則から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究上の目的に沿って、専攻科及び別科の目的が定められ、専攻科は、障がいのある子どものニーズに応じるための知識と技能を備えた実践的専門家を養成し、別科は、看護師免許を取得している者を対象に、学校で子どもの健康を守り育てるために活躍できる養護教諭を養成しており、本学の教育研究上の目的に合致したのものとなっている。

以上により、専攻科、別科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育研究に必要な附属施設、センター等を設置【資料 2-1-⑤-A】しており、附置研究所では、医学・生命科学領域における国際水準の研究を推進する発生医学研究所や日本の大学で唯一の爆発実験施設、国内で唯一のバイオエレクトロクス総合研究施設、世界初の超重力発生設備など世界最高レベルの施設設備を活用してパルスパワー科学技術の研究を推進するパルスパワー科学研究所など、各研究所の特性に応じた研究推進や若手研究者及び技術者の育成とともに、大学院課程の学生を指導する重要な教育的機能を担っている。機構では、基礎科学と応用科学の有機的連携のもと、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域の学問分野において先端的・先導的研究等を推進し、新しい大学院教育システムを創出すること等を目的としている大学院先導機構など、各機構の規則で目的を定めている。学内共同教育研究施設及び学部等附属施設においても機構同様に各施設の規則において目的を定めており、附属病院では、医師・看護師・技師等の医療人育成のための臨床実習等、附属学校では、教育理論及び教育の実践に関する研究・実証並びに教育学部学生の教育実習を担うなど、それぞれの規則に目的を定めて運営し、本学の教育研究の目的を達成するために重要な役割を果たしている。

資料 2-1-⑤-A 各附属施設等名称

附置研究所	発生医学研究所	附属臓器再建研究センター
	パルスパワー科学研究所	
機構	大学院先導機構、イノベーション推進機構、グローバル推進機構、教養教育機構、地域創生推進機構、国際先端医学研究機構	
学内共同教育研究施設	総合情報統括センター、グローバル教育カレッジ、大学教育機能開発総合研究センター、政策創造研究教育センター、五高記念館、eラーニング推進機構、沿岸域環境科学教育研究センター、先進マグネシウム国際研究センター、生命資源研究・支援センター、エイズ学研究センター、環境安全センター、埋蔵文化財調査センター	
学部等附属施設	文学部	附属永青文庫研究センター
	教育学部	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園、附属実践総合センター
	医学部	附属病院
	薬学部	附属創薬研究センター、附属育薬フロンティアセンター、附属薬用資源エコフロンティアセンター
	工学部	附属工学研究機器センター、附属革新ものづくり教育センター
	大学院自然科学研究科	附属総合科学技術共同教育センター、附属減災型社会システム実践研究教育センター
	生命科学研究部	附属エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター、附属臨床医学教育研究センター、附属臨床研究支援センター
	法曹養成研究科	附属臨床法学教育研究センター
附属図書館	中央館、医学系分館、薬学部分館	
保健センター		

出典：総務ユニットにて作成

【分析結果とその根拠理由】

附属施設、センター等では、国内で唯一の施設や世界最高レベルの施設設備を活用し、分野の特性に応じた研究推進や若手研究者及び技術者の育成とともに、大学院課程の学生を指導する重要な教育的機能を担っている。また、機構や学内共同教育研究施設、学部等附属施設においてもそれぞれの目的に沿って運営をしており、本学の教育研究の目的を達成するために重要な役割を果たしている。

以上のことから、附属施設、センター等が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-①: 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究に関する重要事項については、教育会議等の審議を経た重要事項について、学長、理事、学部長、研究科長、研究部長、教育部長をはじめとする評議員で構成され毎月 1 回開催する教育研究評議会において審議している【資料 2-2-①-A】。教育会議（H26 は 7 回開催（不定期開催））では、本学の教育、学生支援、入学者の確保、FD などに関する基本方針について審議している【資料 2-2-①-B】。

教育会議の下には、教学に関する全学委員会として、全学の学士課程教育及び大学院教育に関することを審議する教務委員会、教育を中心とした全学的な FD の実施に関することを審議するファカルティ・ディベロップメント委員会、授業料免除等の学生の支援に関することを審議する学生委員会、学生の就職支援や進路指導に関することを審議する進路支援委員会、及び大学入試センター試験の実施や個別学力検査等に関することを審議する入学試験委員会などが設置されている【資料 2-2-①-C】。

また、各学部・研究科等の教授会は、医学部の教授会は年 2～3 回程度開催し、医学科及び保健学科それぞれで月 1 回の運営会議が開催され、それ以外の部局等は毎月 1 回開催されており、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与などの事項について、学長が決定を行うに当たり意見を出している【資料 2-2-①-D】。また、教授会の下に設置された教務委員会等も毎月 1 回程度で開催され、教育課程や教育方法等について審議を行っている。

資料 2-2-①-A 教育研究評議会の概要

法人基本規則第 27 条：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000001.htm>

資料 2-2-①-B 教育会議の概要

教育会議規則第 3 条：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000013.htm>

資料 2-2-①-C 教育会議の下の各種委員会の概要

教務委員会規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000015.htm>

ファカルティ・ディベロップメント委員会規則：

<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000737.htm>

学生委員会規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000206.htm>

進路支援委員会規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000203.htm>

入学試験委員会規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000198.htm>

資料 2-2-①-D 熊本大学教授会規則

<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000272.htm>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究に関する重要事項については、教育会議等の審議を経た重要事項について、毎月 1 回開催される教育研究評議会において審議している。教育会議では、本学の教育、学生支援、入学者の確保、FD などに関する基本方針について審議している。

教学に関する全学委員会として、教育会議の下に、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、学生委員会、進路支援委員会、入学試験委員会等を設置して、教学に関する全学的な事項を審議するとともに、各学部・研究科等の教授会は、毎月1回程度開催され、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与などの事項について、学長が決定を行うに当たり意見を出している。また、教授会の下に設置された教務委員会等も毎月1回程度で開催され、教育課程や教育方法等について審議を行っている。

以上のことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の教養教育は、学長直下の組織である教養教育機構を中心に大学教育機能開発総合研究センター等と連携しながら運営・実施され、本学のすべての専任教員が教養教育に協力している。
- 附置研究所では、医学・生命科学領域における国際水準の研究を推進する発生医学研究所や日本の大学で唯一の爆発実験施設、国内で唯一のバイオエレクトロクス総合研究施設、世界初の超重力発生設備など世界最高レベルの施設設備を活用してパルスパワー科学技術の研究を推進するパルスパワー科学研究所など、各研究所の施設設備を活用し、特性に応じた研究推進や若手研究者及び技術者の育成とともに、大学院課程の学生を指導する重要な教育的機能を担っている。

【改善を要する点】

- 現行の教養教育機構は、学士課程教育の運営・実施機関となっているが、大学院課程の教養教育を含めた企画・運営・管理をするように検討する必要がある。
- 教育の運営・実施体制のさらなる充実に向け、全学的な教学ガバナンスを強化する必要がある。